

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

	項 目	独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
<p>事務及び事業の在り方に関する視点</p> <p>国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等</p> <p>政策目的の達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。</li> <li>・当該目的が既に達成されているのではないか。（達成されている場合、事務・事業の縮小、廃止等の見直しが必要な状況が生じていないか。）</li> <li>・本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか。</li> <li>・当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。</li> <li>・ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。</li> </ul>	<p>国は、学校の教員について、地域間格差をなくし、一定水準の維持、資質の向上を図るべく、教育公務員特例法に基づき、教員に不断の研鑽を求め一方で、任命権者である教育委員会にも教員に研修の機会を与えるべきことを義務付けている。</p> <p>国はこのような法律に定める教員研修の目的達成と国の教育施策の普及、徹底を図ること等を目的として、地方のリーダーとなる校長・教頭等に対する研修、国の教育施策の変更（学習指導要領改訂を含む）、エイズ・O・157・薬物乱用対策等の喫緊の課題に係る教員研修、 に準じて、理科教育や産業教育に係る振興法の目的を達成する等のため、国の施策として行う教員研修（地方では十分な質、量の研修が期待し難いもの）などを、自ら主催、実施しているところである。</p> <p>国における研修は国の各種教育施策と一体となって、教員の一定水準の維持、資質能力の向上に寄与し、その役割を果たしてきているが、社会経済情勢の変化に対応した教育の実現と時代とともに変遷する新たな学校教育課題、喫緊の課題への対応の観点から、教員に対し、不断の研修が求められているように、教員研修センターの実施する研修もこれらの課題に対応する国の教育施策と一体となって、継続的に実施されることが必要である。また、教員の世代交替に伴い、地方で中核的役割を担う新たなリーダー養成という観点からも中央における研修は継続的に実施される必要がある。</p>	<p>教育は国家百年の大計といわれるように、次代の日本を担う子供達に対して日本国民として必要な素養、資質を与えるための公教育は、我が国の将来を左右する重要な国家的課題である。我が国においては、国民の教育を受ける権利を保障するため、国は公教育における全国的な教育水準の維持向上を図り、教育の機会均等を保障することが求められている。</p> <p>そして、学校教育の成否の「鍵」は教員の資質能力であり、国民の教育に対する高い期待に応えて教育改革を進めていく上で、教員の資質能力の向上を図る取組は不可欠である。</p> <p>教員の資質向上を図る上では、養成・採用・研修の各段階において体系的な施策を講じることが必要である。特に教員の研修については、学校教育における教員の資質能力の向上の重要性から、教育公務員特例法において「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」（第19条第1項）「教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない」（第20条第1項）と規定されるとともに、初任者研修制度、10年経験者研修制度が法律上の制度として設けられるなど、他の行政職員の研修に比べて、格段の取組が求められている。</p> <p>教員研修の機会の確保に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等に基いて、国・都道府県・中核市、市町村がそれぞれの役割に応じて適切に分担しながら積極的に実施していく必要がある。</p> <p>この中で、国の行うべき取組としては、</p>	<p>教育の使命は、人格の完成を目指し、個人の能力を伸張し、自律した人間を育てること及び国家・社会の形成者としての資質を育成することにある。義務教育制度は、この使命を実現するための最も基盤的な教育制度であり、未来の我が国を築いていくために必要不可欠な国の根幹的制度和位置付けることができ、義務教育を中心とする学校教育の全国的な水準の維持向上と機会均等の確保は国の重大な責務である。</p> <p>教員研修センターの行う研修事業は、本来国が自ら行うべき研修を効率的・体系的に実施するために一元化したものであり、地方自治体職員の研修を国の責務として行っている自治大学校等と同様、国として果たすべき責務であるとの位置付けを確認する必要がある。</p> <p>教員研修センターの第1期中期目標期間では、文部科学省から引き継いだ全ての研修を着実に実施すること等を主たる目的としているが、当評価委員会における第1期中期目標期間暫定評価（以下「暫定評価」）においては「理事長等がリーダーシップを発揮し、全ての研修について毎事業年度円滑に実施するとともに、必要な業務の見直しや人員の適正配置を行っているのが窺え、研修については受講者から高い評価を得ている。平成15年度には自己評価等による業務の総合化・一元化の実が上がりつつあり、3年間の中期目標は達成することが見込まれる。」等、高く評価しているところである。</p> <p>また、「研修の成果が各地域の教育活動に確実に生かされるような研修の実施を</p>

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

項 目	独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
		<p>義務教育を中心とする学校教育の全国的な水準の維持向上と機会均等の確保は国の重大な責務であること、現在社会経済の変化に伴う新たな教育課題の出現や国民の高い期待を背景に、「人間力戦略ビジョン 新しい時代を切り拓くたくましい日本人の育成～画一から自立と創造～」(平成14年8月文部科学大臣発表)などに基いて教育改革が急速に推進されていることを踏まえる必要がある。</p> <p>このため、国は初任者研修制度などの制度整備や助成により、地方公共団体による全教員を対象とした基礎的な資質能力の育成や職能、分野ごとの指導力の向上のための取組を支援するとともに、中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」(平成10年9月) <u>教育職員養成審議会答申「養成と採用・研修との連携の円滑化について」(平成11年12月)</u>等を踏まえ、国として次のような研修を行う責務を有すると考えている。</p> <p>各地域の基幹たる校長・教頭等に対する学校管理研修 生徒指導、学習指導などの喫緊の重要課題に関する研修</p> <p>、 に準じたもので、全国的見地から実施が必要な研修で、地方公共団体等のみで実施した場合、受講者の量的確保や研修の質の維持向上が困難であるもの。</p> <p>これらの研修を行うに際しては、国と地方公共団体との役割分担により、国の行う研修は基幹となる教員に対して高度・専門的・最新の知識、情報、全国的動向や取組についての知識、情報等を修得し</p>	<p>期待する。」、「全国の教員研修の中核的機関であるナショナルセンターとして、引き続き地方公共団体等のニーズに合った情報提供の充実に図られたい。」と評価しており、教員研修センターに求められる役割は非常に大きいものがある。</p> <p>こうした教員研修センターの研修は、全ての教職員に対して行うことも期待されるが、実際には予算・人員の点や、物理的にも不可能である。従って、国が行う研修は、各都道府県等での教育内容・方法等に関する研究や研修において中心的な役割を果たすような教員等を対象とする研修の実施、学校教育に係る喫緊の課題を中心とした内容とする旨、中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」(平成10年9月) <u>教育職員養成審議会答申「養成と採用・研修との連携の円滑化について」(平成11年12月)</u>等に述べられているような、国と地方公共団体の役割分担が必要である。国の役割を担う教員研修センターの研修は、各地域の中核となる教職員に対して行われ、これらの研修の受講者となり、研修成果の各地域の他の教員への還元・波及を図っている。今後は、還元・波及状況のフォローアップの一層の徹底が求められる。</p> <p>このように、教員研修センターの行う研修等の事業については、非常に高く評価しているところであり、またその役割は益々重要なものとなっていることから、引き続き独立行政法人として、国の責務として実施すべき研修を担っていくことが必要である。</p>

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

項	目	独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
			<p>てもらい、受講した教員が研修成果を各地域の他の教員に直接・間接的に還元・波及するよう促進することにより、全国的に教員の意識改革、教育改革の理念や知識等の徹底を図ることとして取り組んでいる。</p> <p>これらの研修は、これまで文部科学省で企画・立案・実施してきたが、平成13年4月に独立行政法人教員研修センター（以下「教員研修センター」）を新たに設立し、これらの研修事業について、精選・見直しを行った上で、一元的に行うことにより、効率的・体系的に事業を実施することとしたものである。</p> <p>教員研修センターの第1期中期目標期間については、文部科学省独立行政法人評価委員会の暫定評価においても、「全ての研修について毎事業年度円滑に実施している。研修については受講者から高い評価を得ている。」等、高い評価を得ている。</p> <p>このように、教員研修センターの行う研修等の事業は、教育改革の推進等のための一連の施策・事業と不可分なものであり、政策的に大変重要なものであるとともに、その研修内容・実施方法等については、法人発足時期として一定の評価を得ており、また、今後求められる役割が益々多様となっていることから、引き続き独立行政法人という形態において、国の責務として果たすべき業務である研修を一元的に実施していくことが必要である。</p>	

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

	項 目	独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">社会経済情勢の変化の状況</p>	<p>・本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。</p>	<p>法人設立以降においても、依然として教育に関する我が国の状況は、いじめ等の問題、不登校の課題等は山積しており、大幅な改善には至っていないのが現状である。特に近年はそのような諸問題に対応するため、国では</p> <p>新しい学習指導要領の実施と「確かな学力」の向上</p> <p>個に応じた指導の充実のための指導方法や指導体制の工夫、子どもの実態に応じ、個別指導やグループ別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、チーム・ティーチングの実施</p> <p>豊かな心の育成</p> <p>信頼される学校づくり</p> <p>の制度改革や施策が講じられており、これらの施策を着実に進めるためには、その直接の担い手である教員に対する研修は必要不可欠であり、国として行うべき研修を一元的、効率的に行う機関として、教員研修センターの存在意義はますます大きくなると考えている。</p>	<p>今日、我が国社会は大きな危機に直面していると言わざるを得ない。国民の間では、これまでの価値観が揺らぎ、自信喪失感や閉塞感が広がっている。少子高齢化による人口構成の変化が社会の活力低下を招来している。長引く経済の停滞の中で、社会で働く人が離職を余儀なくされ、新卒学卒者の就職は困難な状況が見られる。このような状況の中、子どもたち一人一人が健康に学び育ち、我が国が持続的に発展していくためには、社会の存立の基盤である教育の役割がますます重要である。</p> <p>近年、具体的には下記のような全国的な教育を取り巻く諸課題や教育改革への対応に向け、国の制度改正、施策等が講じられており、これらについて各地域、学校で校長、教頭等が適切に理解し、実践、対応する必要がある。</p> <p>新しい学習指導要領の実施（平成14年度～）と「確かな学力」の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校における新たな教育課程の編成、指導計画等の作成</li> <li>・多様な選択学習の設定</li> <li>・「総合的な学習の時間」の実施</li> <li>・「相対評価」から学習指導要領に示す目標に準拠した「絶対評価」へ</li> <li>・英語教育、情報教育、環境教育の充実（「英語が使える日本人」等）</li> </ul> <p>個に応じた指導の充実のための指導方法や指導体制の工夫改善個別指導やグループ別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、チーム・ティーチングを実施</p> <p>豊かな心の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育の充実</li> </ul>	<p>これまでのさまざまな取組にも関わらず、社会経済情勢の変化のもと、学校では、いじめ等の問題行動や、不登校等の課題に直面しており、未だ大幅な改善は図られていないのが現状である。また、学ぶ意欲が低下している中で、学力の向上をいかに図っていくかが大きな課題となっており、国民の間にも教育改革の推進への期待がますます高まっている。</p> <p>これら様々な教育をめぐる問題に対応するためには、学校を中心とした制度改革や施策の充実とともに、学校、家庭、地域を含めた社会全体で教育改革をすすめることが求められており、このような中で、学校教育の直接の担い手である教員の資質向上は不可欠な要素である。</p> <p>このため、教員研修センターにおいて、各地域の基幹たる校長・教頭に対する学校管理研修及び生徒指導・学習指導などの喫緊の重要課題に関する研修を行うことにより、学校教育の中核となる指導者・推進者を育成することは、ますます重要になってきている。</p>

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

項	目	独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実(平成13年7月学校教育法等改正)</li> <li>・深刻化する暴力行為、いじめ、不登校への対応</li> <li>・薬物、有害情報への対応</li> <li>信頼される学校づくり</li> <li>・教員の実績評価と処遇等への反映</li> <li>・「指導力不足教員」への対応(平成13年6月地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正等)</li> <li>・学校評価と情報提供の推進(平成14年4月に小学校設置基準等に規定)</li> <li>・学校評議員制度の導入・活用(平成12年4月～)</li> <li>・学校における危機管理と安全対策</li> </ul> <p>このため、全国各地域の基幹たる校長・教頭等に対する学校管理研修及び生徒指導などの喫緊の重要課題に関する研修により、中核となる指導者・推進者を育成していくことは、ますます重要となってきたことから、教員研修センターがこれらの研修を引き続き一元的に実施していくことは国の教育政策にとって不可欠なものである。</p>	

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

	項 目	独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業により、どのような効果があるか。</li> <li>・本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。</li> <li>・本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。</li> </ul>	<p>教員研修センターが行う研修事業は地方の中核的役割を担うリーダーとなる校長・教頭等に対する研修</p> <p>国の各種教育施策及び喫緊の課題に係る対応策の速やかな普及徹底</p> <p>、 に準じて国策として行う理科教育や産業教育振興など、地方では実施困難な人材の育成</p> <p>であり、これにより、全国の教員についても、地域間格差をなくし、一定水準の維持、資質の向上を図るものである</p> <p>仮に国が関与せず、都道府県等だけで研修を実施することとした場合、</p> <p>国の研修により、一定の指導者・推進者を育成しなければ、各都道府県における教員の研修や教育改革等の取組状況、ひいては学校における教育水準に格差が生じ、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等が保てなくなること。</p> <p>都道府県等では、国が行う各種教育施策の伝達やその趣旨・理念等についての理解を深める研修を行うことができず、また、他県等との交流もないことから、研修を通じて得られる国からの生の情報や、他県の教員等とのヒューマンネットワークを築くことができず、このような意味での視野の広がりをもった教員の育成が困難となる。</p> <p>等、国の社会基盤を作る上でもっとも重要であり、社会経済を安定させる基本となる教育に地域間に格差を生じさせることから、公共上の観点から問題であり適当ではない。このため、上述したような研修については、引き</p>	<p>教員の資質向上に係る学校教育関係職員に対する研修については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等に基づき、国と地方公共団体が連携・協力して実施すべきものであり、次のような研修については、国の責務として率先して実施する必要がある。</p> <p>各地域の基幹たる校長・教頭に対する学校管理研修</p> <p>生徒指導、学習指導などの喫緊の重要課題に関する研修</p> <p>、 に準じたもので、全国的見地から実施が必要な研修で、地方公共団体等のみで実施した場合、受講者の量的確保や研修の質の維持向上が困難であるもの</p> <p>これにより、学校教育の直接の担い手である教員について、学校の管理・運営、教育改革・施策の理念・動向の着実な取得、全国的な観点からの意識改革を図られることとなる。</p> <p>教員研修センターにおいては、これら国の業務として果たすべき研修を、一元的に行うことにより、研修を効率的・体系的に実施している。</p> <p>これにより、学校教育の直接の担い手である教員について、学校の管理・運営、教育改革・施策の担い手としての使命感の育成、教育改革・施策の理念・動向の着実な修得、全国的な観点からの意識改革など、中核となる指導者・推進者として、より一層の資質向上と意識改革が図られ、学校教育の質の改善に資する。</p> <p>一方で、教員研修については、教育公務員特例法第20条において、「教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。」とされていることから、国、都道府県等は、それぞれ役割分担をしつつ教員に対して体系的な研修機会を提供しなければならない。</p>	<p>教員研修センターが行う研修事業は、本来国が自ら行うべき研修を効率的・体系的に実施するために一元化したものであり、その内容は以下のとおりである。</p> <p>各地域の基幹たる校長・教頭に対する学校管理研修</p> <p>生徒指導、学習指導などの喫緊の重要課題に関する研修</p> <p>、 に準じたもので、全国的見地から実施が必要な研修で、地方公共団体等のみで実施した場合、受講者の量的確保や研修の質の維持向上が困難であるもの</p> <p>これにより、学校教育の直接の担い手である教員について、学校の管理・運営、教育改革・施策の理念・動向の着実な取得、全国的な観点からの意識改革を図られることとなる。</p> <p>教員研修センターが行う研修を各都道府県で実施することとした場合、適切な講師の数は限られており、これらの特定の講師が全都道府県を回らなければならないなど、日程的にも、労力的にも非現実的である。また、受講者にとっては、他の都道府県の教員等との交流による人的ネットワークの構築等ができないため、新たな視点、情報確保が不十分となる。</p> <p>このように、仮に、教員研修センターの研修事業が確実に実施されず、また国が関与しない業務とした場合には、これらの中核となる指導者・推進者の資質向上を図ることができなくなり、ひいては学校教育の質の改善という観点において、十分な効果が期待できなくなることから、公共性の極めて高い学校教育の着実な実施という観</p>

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

項	目	独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
		<p>続き国が実施していくことが必要不可欠である。また、国から示される中期目標に基づき、創意工夫や弾力的かつ効率的な運営が可能な独立行政法人制度により実施することが適当である。</p>	<p>仮に、教員研修について国が関与しないとした場合、 都道府県等のみの範囲では、教育改革の理念等について理解を深めることや、新しい取組を行っている他の都道府県等に対する視点、情報確保が不十分であるため、教員の資質向上という点で十分な効果が期待できないこと 国の研修により一定の指導者・推進者を育成しなければ、各都道府県における取組状況や研修水準等に格差が生じ、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等が保てなくなること 等、国民生活に密着した教育という公共上の観点から問題が多いことから適当ではない。なお、これらの点については、各都道府県からも要望等として寄せられているところである。このため、上述したような研修については、引き続き国が実施していくことが必要である。なお、これら国が実施すべき研修については、創意工夫や弾力的な運営が可能となる等のメリットがあることから、独立行政法人である教員研修センターに委ねることが適当である。</p>	<p>点から問題が大きい。</p>

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

	項 目	独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
<p>利用者 顧客 受益者等のニーズ 実態上の範囲等の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事務・事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。</li> <li>本事務・事業は、利用者、顧客、受益者等の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。</li> <li>本事務・事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている状況が生じていないか。</li> <li>本事務・事業について、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっているその他問題となる状況が生じていないか。</li> </ul>	<p>教員研修センターが行う研修の受講者は、幼稚園、小・中・高等学校、大学等の教職員（校長、教頭、教諭、大学教員、事務職員等）及び都道府県・市町村の教育委員会事務局職員（指導主事、管理主事等）と学校教育関係職員であり、その中でも、各地方公共団体及び当該機関の指導者や推進者である。</p> <p>教員研修センターでは、国の施策として行う教員研修を実施し、その内容や方法等について、受講者からアンケートを取り、ニーズ等を把握し改善を行っているところである。</p> <p>原則として全ての教員に対して基礎的研修を行う、いわゆる悉皆研修は、任命権者である教育委員会の責務であり、当センターが行う中央研修は、その地方で行われる研修等の講師、校長・教頭会等における自発的な研究会・学習会の推進者、研究授業の実施等による教育実践の牽引者として、その地方の中核的役割を担うリーダーとなるべき教員を対象とする研修が中心である。中央研修の成果は受講生を通じて、上記のような取組により還元されており、受講者や受益者の範囲が狭いということはない。</p> <p>また、中央研修の受講者は、教員に研修の機会を与えるべき義務を負う都道府県・指定都市・中核市の教育委員会等の関係機関に等しく、推薦依頼をし、上記の者としてふさわしい者を推薦に基づいて受入れを行っているものであり、特定の者を優遇している等の問題はない。</p>	<p>教員研修センターが行う各種研修の受講者は、幼稚園、小・中・高等学校、大学等の教職員（校長、教頭、教諭、大学教員、事務職員等）及び都道府県・市町村の教育委員会事務局職員（指導主事、管理主事等）と、学校教育関係職員という点で非常に多岐にわたっている。</p> <p>また、校長、教頭のうち、小学校、中学校で約1割、高等学校で約2割が、教員研修センターの行う教職員等中央研修講座の受講経験者であり、教員研修センターでは、受講者の範囲が、各地方公共団体の教育改革に関する研修の指導者・推進者となるような還元システムを今後一層整備していく予定であることから、受講者の範囲が極端に狭いという状況は無いものとする。また、アンケート調査等に基づき、研修全体の効率的な実施や受講者のニーズ、学校や教員が抱えている課題を踏まえて、研修内容・方法、事業運営の改善・充実に努めており、平均で95%以上の受講者から役に立ったという評価を得ていることから、受講者のニーズに沿った研修が実施されていると言える。</p> <p>さらに、教員研修センターで研修を受講した者に関する顧客、受益者は、各都道府県等の教育委員会及び各学校の校長等であり、教員研修センターでは、これらの者に対するアンケート調査を実施し、その結果を分析することで、派遣者のニーズ及び受講者の研修成果の還元状況等の把握に努めている。この結果、派遣前に受講者に期待していた「校長、教頭等としての視野が拡大した」、「当面する課題の解決への手がかり」、「リーダーとしての素養の獲得</p>	<p>教員研修センターが行う学校教育関係職員に対する研修については、当評価委員会における暫定評価において、「各種アンケート調査の結果を踏まえた内容の改善を行い、多くの受講者等から高い評価を得ている。」としているように、受講者のニーズ等を踏まえて、より適切な研修となるよう内容・方法を改善し、事業運営の改善・充実に努め、平均で95%以上の受講者から役に立ったという評価を得ていることから、受講者のニーズに沿った研修が実施されていると言える。</p> <p>また、「研修受講後一定期間経過してから派遣者等に対して行う調査からも有効性が認められる。」と評価しており、顧客、受益者たる教育委員会及び学校長のニーズに沿った研修が実施されていると言える。</p> <p>なお、「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（平成15年3月20日 中央教育審議会答申）にあるように、教育は、人格の完成を目指し、個人の能力を伸長し、自立した人間を育てるという使命だけではなく、国家や社会の形成者たる国民を育成するという使命を有することを強調しておきたい。このため、教育に直接携わる教員に対し、国の責務として研修を行う教員研修センターの本来的な受益者は、これら国家・社会の形成者たる国民であり、その利益は国家に帰属するべきものであり、国が経費を負担して実施すべきものである。</p>

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

項 目		独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
事務及び事業を制度的独占により行う必要性	制度的独占の必要性（制度的独占により行われている事務・事業についてのみ記入）		等のねらいが、着実に達成された等の評価を得ており、これらの者のニーズにも沿った研修が実施されていると言える。	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。</li> <li>・本事務・事業を、ほかの主体と競争的に行う事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。</li> <li>・本事務・事業を、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務・事業とする場合、どのような問題が生じるか。</li> <li>・その他、本事務・事業への参入を認めた場合、どのような問題が生じるか。</li> </ul>	-	-

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

	項 目	独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
<p>事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点</p>	<p>現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本独立行政法人の設立目的は何か。</li> <li>・本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。</li> <li>・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。</li> <li>・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。</li> </ul>	<p>教員研修センターの設立目的は、「校長、教頭、その他の学校教育関係職員に対する研修などを行うことにより、その資質の向上を図ること」である。</p> <p>それを実現するためにセンターでは、各地域の基幹的な役割を担う教員の研修及び教育改革や社会情勢の変化に伴う喫緊の課題に対応した研修を実施し、また、ナショナルセンターとして、地方の教育委員会や教育（教員）センター等に対し学校教育関係職員の研修に関する指導、助言及び援助等を実施している。</p> <p>これらの業務については、相互に関係のあるものであり、設立目的と一致していることである。</p>	<p>教員研修センターの設立目的は、「校長、教頭、その他の学校教育関係職員に対する研修などを行うことにより、その資質の向上を図ること」である。教員研修センターは、この目的を達成するため、各地域の基幹的な役割を担う教員の研修及び教育改革や社会情勢の変化に伴う喫緊の課題に対応した研修、学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助等を実施している。</p> <p>これらの業務については、相互に関係のあるものであり、例えば、教員研修センターで実施している研修に関し、研修内容や講師情報、研修の実施方法等の各種情報が、各都道府県等の行う研修に活用されるように、指導・助言・援助を行っている。また、逆に各都道府県等に対する指導等を通じて得られた各都道府県等における研修情報等を、教員研修センターが行う研修事業に活用することや、他の都道府県等に対して、これらの情報を提供すること等を実施している。このように教員研修センターにおいては、に掲げる研修とに掲げる指導、助言及び援助に係る事務及び事業について、既に一体的に実施されている。</p>	<p>設立目的等については、文部科学省の見解のとおり。</p> <p>教員研修センターでは、各地域の基幹的な役割を担う教員の研修及び教育改革や社会情勢の変化に伴う喫緊の課題に対応した研修、学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助等を実施しているが、暫定評価において、「自ら実施した研修の講義等を都道府県等の研修でも活用できるよう衛星通信等を活用して配信したり、研修で使用した教材や資料を提供するなど、研修事業の成果を都道府県等に対する支援事業においても効率的に生かすことができるように努め、教員研修の質の向上を図っている。」と評価しているように、これらの研修事業と、指導・援助・助言は一体的に行っているといえる。</p>

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

	項 目	独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
<p>現行の実施主体の財務状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。</li> <li>・本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。</li> <li>・本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。</li> </ul>	<p>設立時以降、各年度の事業実績を踏まえ、事業の効率化を図り、経費の抑制を行う一方、自己収入の増収に務めている。</p> <p>また、研修内容の見直し等により、効率的かつ、効果的な事業を実施している。</p> <p>さらに総予算の総額が縮減しているなか、実施事業の効率化を図り、概ね計画どおりの事業を実施しており、大幅な行政サービス実施コストの変動は認められない。</p>	<p>教員研修センターの財務状況については、設立以後、13年度、14年度について適切な会計処理が行われ、事務及び事業の外部委託や電算化を進めることにより、業務の効率化を図っており、中期目標に掲げている毎事業年度1%の効率化も達成している。</p> <p>また、1%の効率化以外でも、中期計画に掲げられている「中期計画予算」においては、運営費交付金は3年間で7,501百万円（退職金を除く）と試算されているが、平成13年度、14年度の決算額と15年度の前算額を合わせると7,317百万円であり、研修の見直し等により、当初予定より184百万円少ない予算で、内容・方法等の改善を行い、事業の質を低下させることなく、確実に実施しており、これらから、教員研修センターの財務内容は、概ね当初計画どおりであると考えられる。</p>	<p>教員研修センターが行う事務及び事業の効率化を図る指標としては、中期目標において、「運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度1%の業務の効率化を図る。」とされている。これについては、当評価委員会の暫定評価においても、「事務及び事業の外部委託や電算化を進めることにより、業務の効率化を図っており、毎事業年度1%の効率化も達成している。」と評価しており、着実に目標を達成していると考えられる。</p> <p>また、財務内容についても、平成13年度、14年度ともに、計画通り適切な会計処理がなされていると評価しており、計画当初と比べて、事務及び事業に係るコスト、収益等の状況が乖離しているという状況は見受けられない。</p>

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

	項 目	独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。</li> <li>・当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。</li> <li>・現行の分担関係には、どのような効果があるか。</li> <li>・本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。</li> </ul>	<p>教育行政においては、国と地方公共団体がそれぞれの役割分担の下で連携協力しながらその水準の維持向上と教育の機会均等を図ることとしている。国の役割としては、都道府県教育委員会等が行う研修事業に対する支援を行うとともに、国自ら、全国的な教育水準の維持向上や実質的な教育の機会均等を保障するため、次のような研修を実施することとしており、これらの研修をより一層効率的・体系的に行うため、平成13年4月から、教員研修センターが一元的に実施している。</p> <p>地方の中核的役割を担うリーダーとなる校長・教頭等に対する研修                      国の各種教育施策及び喫緊の課題に係る対応策の速やかな普及徹底                      、 に準じて国策として行う理科教育や産業教育振興など、地方では実施困難な人材の育成                      地方の研修は原則として全教員を対象とした悉皆研修が中心であり、国の研修は地方で中核的役割を担うリーダーや地方主催研修の講師の養成供給を中心としているという役割分担について大きな変化はないが、それぞれの役割分担に応じた研修が相互に機能しあって、教員の資質向上が図られているところである。</p> <p>国が実施する各種教育施策と一体となった当センターの研修は、地方主催研修の講師や地方教育界のリーダーを養成、供給かつ、国の教育施策の普及徹底に寄与してきている等の点で、現在有効に機能し、教育委員会や受講生等から高い評価を得ている。大枠にお</p>	<p>教員の資質向上に係る学校教育関係職員に対する研修については、国と地方公共団体が連携・協力して実施すべきものであり、基本的な研修は都道府県教育委員会等が行うべきものであるが、次のような研修については、国の責務として率先して実施する必要がある。</p> <p>各地域の基幹たる校長・教頭に対する学校管理研修                      生徒指導、学習指導などの喫緊の重要課題に関する研修                      、 に準じたもので、全国的見地から実施が必要な研修で、地方公共団体等のみで実施した場合、受講生の量的確保や研修の質の維持向上が困難であるもの</p> <p>国が実施するこれらの学校教育関係職員に対する研修は、これまで文部科学省で企画・立案・実施してきたが、研修事業について精選・見直した上で一元的に行うことにより、効率的・体系的に研修を実施するため、教員研修センターを新たに設立したものである。</p> <p>これらの研修については、毎年度内容・方法の改善を行っているが、基本的には、教員研修センターの設立以降、都道府県等と国との分担関係という点において大きな変化は無く、国が実施すべき研修として中期目標に掲げられている全ての研修を着実に実施しているところである。</p> <p>また、仮に国が行うこれらの研修について、都道府県等において実施することとした場合、                      文部科学省と連携し、国の直近の課題や教育改革の理念・動向や、少年非行</p>	<p>教員研修センターが行う研修事業は、本来国が自ら行うべき研修を効率的・体系的に実施するために一元化したものであり、その内容は以下のとおりである。</p> <p>各地域の基幹たる校長・教頭に対する学校管理研修                      生徒指導、学習指導などの喫緊の重要課題に関する研修                      、 に準じたもので、全国的見地から実施が必要な研修で、地方公共団体等のみで実施した場合、受講者の量的確保や研修の質の維持向上が困難であるもの</p> <p>これらの研修については、国の責務として確実に実施する必要があることから、地方公共団体や民間等と役割分担をしつつ、着実に実施する必要がある。</p> <p>仮に、国の責務として行うべき研修を都道府県等に委ねることについては、                      文部科学省と連携し、国の直近の課題や教育改革の理念・動向や、喫緊の重要課題に関する研修を確実に実施することが困難                      都道府県等のみの範囲では、全国各地域の基幹教員との交流による意識改革と切磋琢磨が困難                      各都道府県における取組状況や研修水準等に格差が生じ、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等を保つことが困難                      適切な講師の数は限られており、これらの特定の講師が全都道府県を回らなければならないなど、日程的にも、労力的にも非現実的                      等の問題が生じるおそれがあることから、</p>

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

項	目	独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
		<p>ける現行のような仕組み、役割分担は維持されるべきであり、その見直しにより、比重が崩れた場合には教員研修の効果が十分に機能しなくなるおそれ大きい。</p>	<p>等の喫緊の重要課題に関する研修を、長期にわたる研修として実施し、中核となる指導者・推進者を育成することは地方では困難であること</p> <p>基幹となる教員に対する研修については、全国各地域の基幹教員の交流による意識改革と切磋琢磨による使命感の醸成が重要であるが、都道府県等のみの範囲では、教育改革の理念・動向等についての理解・意識改革の促進や、新しい取組を行っている他の都道府県等に対する視点が欠けること</p> <p>喫緊課題に対する研修については、国の研修により一定の指導者・推進者を育成しなければ、各都道府県における取組状況や研修水準等に格差が生じ、全国的な教員の資質の向上を図ることが出来なくなり、ひいては全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等が保てなくなること</p> <p>等の問題が生じることから適当ではない。</p>	<p>適当ではない。</p>

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

	項 目	独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
<p>現行の実施主体の組織形態 人事制度との関係</p>	<p>・本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。</p> <p>・本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。</p>	<p>独立行政法人という組織形態において、国が行うべき研修を引き続き行うことにより、次のようなメリットがある。</p> <p>○教員研修を一元的かつ効率的に実施できる。</p> <p>○喫緊の課題に対する研修について、迅速かつ弾力的に実施できる。</p> <p>○研修事業を専門的、実践的に行うことにより、内容・方法の一層の改善ができる。</p> <p>教員研修センターの実施する教員研修を民間及び都道府県等の主体に委ねることについては、社会経済情勢の変化に対応する教育と時々刻々変遷する新たな学校課題等への対応等を目的に実施される国の各種教育施策と一体となった研修の実施は困難である。</p> <p>また、採算性を優先せざるを得ない民間では、実際に求められる講師等の質、量の確保がなされるか疑問である。</p> <p>仮に、このような要請に応えるためには、高い受講料を徴収せざるを得なくなるが、経費負担が増加する教育委員会側は派遣数を減らすか派遣を断念せざるを得ないと考えられ、リーダーとなる教員の養成及び国の教育施策の普及徹底は十全を期し難い。教員研修を地方に委ねた場合、地方公共団体の財政逼迫しているという状況下、国は従来より、地方が自ら選んだリーダーとなるべき教員を中央研修に派遣するための研修参加旅費を補助（2分の1補助）してきたが、国の財政事情により平成14年度からはこの補助金も打ち切られた。</p> <p>一方、平成15年度より、任命権者である教育委員会に対し、新たに教員対象の10年</p>	<p>教員研修センターが実施している研修については、設立以前は、文部科学省が直接行っていたものであるが、独立行政法人という組織形態として、引き続き一元的に実施することにより、研修を横断的に見直し、内容等が重複している研修は統合あるいは廃止するなど、その精選・見直しが適切に行えることや、創意工夫や弾力的な運営が可能となることで、時宜に応じた適切な研修の実施が可能となるなどのメリットがある。</p> <p>教員研修センターの実施する教員研修を民間の主体に委ねることについては、教育公務員としての使命感や服務等の研修は、国・地方公共団体が責任を持って行うべきものであること（民間（予備校等）で行う単なる教授法等の指導技術の研修とは性格が根本的に異なること）</p> <p>教員研修センターで行っている研修については、地方公共団体の財政事情を考えると高額な受講料の設定は難しく、民間では採算上実施困難であること</p> <p>【例】研修受講者一人当たりに要する経費 教員研修センター：1.4千円（1日あたり） 東京都教職員研修センターより依頼した予備校（代々木ゼミナール、駿台予備校、河合塾）（各予備校とも同額）：4.6千円（1日あたり）</p> <p>教育改革の最新の動きや全国の学校教育の動向・実態を踏まえた幅広い内容の研修を継続的かつ体系的に実施するためには、専門的スタッフや、</p>	<p>独立行政法人として事務・事業を行うことの効果については、暫定評価においても「研修内容の改善・充実に努め、業務運営全般の見直しと効率化に努めるなど、理事長等のリーダーシップが発揮された管理・運営がなされている。」と評価しているように、独立行政法人の特色である理事長等のマネジメントが適切に活かされていると判断できる。</p> <p>なお、教員研修センターの教員研修を民間に委ねることについては、</p> <p>教育公務員としての使命感や服務等の研修は、国・地方公共団体が責任を持って行うべきものであること</p> <p>教員研修センターで行っている研修については、地方公共団体の財政事情を考えると高額な受講料の設定は難しく、民間では採算上実施困難であること</p> <p>等の理由から適当ではない。</p> <p>さらに、先に述べたところであるが、国の責務として行うべき研修を都道府県等に委ねることについては、</p> <p>文部科学省と連携し、国の直近の課題や教育改革の理念・動向や、喫緊の重要課題に関する研修を確実に実施することが困難</p> <p>都道府県等のみの範囲では、全国各地域の基幹教員との交流による意識改革と切磋琢磨が困難</p> <p>各都道府県における取組状況や研修水準等に格差が生じ、全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等を保つことが困難</p> <p>適切な講師の数は限られており、これ</p>

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

項	目	独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
		<p>経験者研修の実施が義務付けられ、また、指導力不足教員対策の一環としてこれらの教員対象の研修も実施されている。</p> <p>都道府県等は既存の研修とこれらの新しい研修を実施しているところであり、財政的にかなり厳しい状態にある。地方における研修の講師は、その地方の教育委員会や教育（教員）センターの指導主事等のスタッフが中心となっている。従って、現行の研修に加えて中央研修を地方へ移管した場合、47都道府県13政令指定都市35中核市の全てにおいて中央研修と同じ質、量の講師を確保することは、極めて困難であり、その結果として中央研修と同レベルの研修を維持することは困難である。</p>	<p>相当規模の体制が必要であるが、民間においてはこれらの体制が十分に整っていないため、採算性の問題から研修自体が行われなくなったり、特定の分野に研修内容が偏ったりする可能性があること</p> <p>国が行う研修の参加に当たっては教職員は宿泊費等の実費を負担する程度であるが、民間では高額な研修費用の負担が必要となる可能性があること。さらに現在、都道府県等の財政が逼迫していることから、民間で高額な研修費用がかかるとなると、教員を研修に派遣することができないという事態を招きかねないこと</p> <p>等の理由により適当ではない。</p> <p>なお、現在でも、民間のノウハウが生かせる一部の事業については、自主的に民間と連携した取組を行っており、具体的な研修プログラムの共同開発（例：組織マネジメント研修プログラム）を行っている。</p> <p>また、これらの教員研修を都道府県等において実施することとした場合、</p> <p>文部科学省と連携し、国の直近の課題や教育改革の理念・動向、少年非行等の喫緊の重要課題に関する研修を、長期にわたる研修として実施し、中核となる指導者・推進者を育成することは地方では困難であること</p> <p>基幹となる教員に対する研修については、全国各地域の基幹教員の交流による意識改革と切磋琢磨による使命感の醸成が重要であるが、都道府県等のみの範囲では、教育改革の理念・動向等についての理解・意識改革の促</p>	<p>らの特定の講師が全都道府県を回らなければならないなど、日程的にも、労力的にも非現実的等の理由から適当ではない。</p>

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

項 目		独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
			<p>進や、新しい取組を行っている他の都道府県等に対する視点が欠けること</p> <p>喫緊課題に対する研修については、国として一定の指導者・推進者を育成しなければ、各都道府県における取組状況や研修水準等に格差が生じ、全国的な教員の資質の向上を図ることが出来なくなり、ひいては全国的な教育水準の維持向上、教育の機会均等が保てなくなること</p> <p>等の問題が生じることから適当ではない。</p>	

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

	項 目	独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
<p>事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点</p> <p>効率化、質の向上等の達成状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。</li> <li>・本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。</li> <li>・本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。</li> </ul>	<p>中期目標に掲げられた毎事業年度1%の効率化については、事務及び事業の外部委託や電算化を進めることにより、業務の効率化を図り、13年度及び14年度については、中期目標を達成したところである。</p> <p>また、研修の見直し等により、当初予定より、少ない予算で、事業の質を低下させることなく、内容・方法等の改善を行ったところである。</p> <p>トップマネジメントについては、暫定評価において、「主業務である研修事業を円滑・適切に実施することを理事長が重要な目標として設定し、研修をすべて問題なく実施するとともに、研修内容の改善・充実に努め、業務運営全般の見直しと効率化に努めるなど、理事長等のリーダーシップが発揮された管理・運営がなされている。」と高い評価をいただいているとともに、研修については、多くの受講者から高い評価を得ているところである。</p>	<p>教員研修センターは、設立以後、13年度、14年度については適切な会計処理が行われ、事務及び事業の外部委託や電算化を進めることにより、業務の効率化を図っており、中期目標に掲げている毎事業年度1%の効率化も達成している。</p> <p>また、1%の効率化以外でも、中期計画に掲げられている「中期計画予算」においては、運営費交付金は3年間で7,501百万円（退職金を除く）と試算されているが、平成13年度、14年度の決算額と15年度の予算額を合わせると7,317百万円であり、研修の見直し等により、当初予定より184百万円少ない予算で、内容・方法等の改善を行い、事業の質を低下させることなく、確実に実施しており、中期目標の策定時に期待されていた効率化、質の向上等が図られている。</p> <p>また評価委員会の暫定評価においても、「研修をすべて問題なく実施するとともに、研修内容の改善・充実に努め、業務運営全般の見直しと効率化に努めるなど、理事長等のリーダーシップが発揮された管理・運営がなされている。」との評価をえており、独立行政法人のトップマネジメントとして期待された機能は確実に発揮されたと考えている。</p>	<p>暫定評価において、「平成13年度、14年度は適切な会計処理が行われ、業務の外部委託や電算化を進めることにより業務の効率化を図っており、中期目標に掲げている毎事業年度1%の効率化も達成している。</p> <p>また、1%の効率化以外でも、中期計画に掲げられている「中期計画予算」を見ると、運営費交付金は3年間で7,501百万円（退職金を除く）と試算されているが、平成13年度、14年度の決算額と15年度の予算額を合わせると7,317百万円であり、研修の見直し等により、当初予定より184百万円少ない予算で、内容・方法等の改善を行い、事業の質を低下させることなく確実に実施しており、中期目標の策定時に期待されていた効率化、質の向上等が図られている。」と評価している。</p> <p>また、「主業務である研修事業を円滑・適切に実施することを理事長が重要な目標として設定し、研修をすべて問題なく実施するとともに、研修内容の改善・充実に努め、業務運営全般の見直しと効率化に努めるなど、理事長等のリーダーシップが発揮された管理・運営がなされている。」と評価しているように、独立行政法人のトップマネジメントとしての期待される機能は適切に発揮されている。</p>

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

	項 目	独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
効率化 質の向上等に係る指標等の動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。</li> <li>・当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。</li> <li>・財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。</li> <li>・本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。</li> <li>・本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標において運営費交付金を充当して行う業務については、毎年度1%の効率化を実施することとしており、毎年度着実に達成している。</li> <li>また、事業の質の向上については研修事業の参加者の毎年度平均で85%以上から「役にたった。」等との評価を得ることと定めており、アンケート調査等によると平均で95%以上の受講者から役に立つとの評価を得ている。</li> <li>なお、コスト、収益、資産効率等においては、当初の見通しどおり推移している。</li> <li>本センターにおける研修事業は、集団研修が主体であり、研修事業受講者の員数によるコスト計算は困難であり、単純に民間と比較することはできないが、民間団体が研修業務を受託し、実施する経費と比較すると概ね良好なコストであると思われる。</li> </ul>	<p>教員研修センターが行う事務及び事業の効率化を図る指標としては、中期目標において、「運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度1%の業務の効率化を図る。」とされている。</p> <p>この1%の業務の効率化については、毎事業年度着実に達成している。また、財務内容についても、評価委員会の暫定評価において、計画通り適切な会計処理がなされているとの評価を得ており、計画当初と比べて、事務及び事業に係るコスト、収益等の状況が乖離しているという状況は見受けられない。</p> <p>教員研修センターが行う事務及び事業にかかるコスト等の状況について、他の独立行政法人、民間企業等と単純に比較をすることは困難である。しかしながら一つの試みとして、東京都教職員研修センターが予備校に依頼して実施している研修について、教員研修センターが行う研修と受講者一人、一日あたりの経費を比較すると、以下のとおりであった。</p> <p>【例】研修受講者一人あたりに要する経費</p> <p>教員研修センター：1.4千円（1日あたり）</p> <p>東京都教職員研修センターより依頼した予備校（代々木ゼミナール、駿台予備校、河合塾）（各予備校とも同額）：4.6千円（1日あたり）</p> <p>これらにより、教員研修センターの受講者に係る経費が、民間企業等と比べて殊更割高であるとは考えられず、コストパフォーマンスは高いと認識している。</p>	<p>中期目標に掲げる目標については、暫定評価においても、「事務及び事業の外部委託や電算化を進めることにより、業務の効率化を図っており、毎事業年度1%の効率化も達成している。」と評価しており、着実に目標を達成していると言える。</p> <p>また、財務内容についても、平成13年度、14年度ともに、計画通り適切な会計処理がなされていると評価しており、計画当初と比べて、事務及び事業に係るコスト、収益等の状況が乖離しているという状況は見受けられない。</p>

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

項 目		独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
能 状 況	立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。			
	・新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。	-	-	-

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

	項 目	独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
<p>取組推進の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。</li> <li>・本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。</li> <li>・本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。</li> <li>・本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要となっていないか。</li> </ul>	<p>教員研修センターの研修については、国本来の責務として、国の各教育施策と一体となっていくべき研修であることから、国が研修の実施経費を負担することを原則としているが、都道府県等は、宿泊費を含む派遣の旅費を負担している。</p> <p>この旅費については、従来、地方の財政事情等を考慮して国からの補助（1/2補助）があったものが、平成14年度から打ち切られており、今後、都道府県等の財政事情による派遣者数の減少等が懸念されている。</p> <p>このような状況下で、仮に受講料を徴収することとした場合、上記のように年々削減されてきている教育委員会の厳しい財政事情からすれば、現在の予算が減ることはあっても増えることは考えられない。このため、都道府県等はその分派遣者数を減らすか、または派遣を断念せざるを得ない。</p>	<p>教員の資質向上に係る研修については、国と地方公共団体が連携・協力して取り組む必要があり、各地域の基幹たる校長・教頭等に対する研修等、国が実施すべき研修については、国の責務と負担において実施することが必要である。なお、これらの研修に参加する校長・教頭等は、各都道府県教育委員会等の職務命令によって、教員研修センターの研修を受講しており、これを個人負担させることはできない。</p> <p>また、各都道府県においては、教員研修センターが実施する教員研修への学校教育関係職員の派遣にあたり、旅費や、宿泊費等を負担している。例えば、中央研修講座に校長・教頭等を派遣する場合、県が負担する費用は以下のとおりである。</p> <p>【例】受講者一人あたりの県の支出</p> <p>福岡県（校長・教頭等）：190千円  （中堅教員）：243千円</p> <p>静岡県（校長・教頭等）：152千円  （中堅教員）：202千円</p> <p>このように、中央研修講座への派遣にあたっては、各都道府県は相応の負担をしている。第1期中期目標期間（3年）中に90名（年間30名）を派遣し、一人あたり20万円程度を負担している県の例では、総額で1,800万円程度を負担しており、中央研修のみで、既にこれだけの額を各都道府県は負担していることから、これ以上の負担増は受講者の機会を奪うことにつながるおそれがある。</p> <p>実際、都道府県等における財政が極めて逼迫した状況であることから、教員研修センターが行う研修への参加者数も一律</p>	<p>「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（平成15年3月20日 中央教育審議会答申）にあるように、教育は、人格の完成を目指し、個人の能力を伸長し、自立した人間を育てるという使命だけではなく、国家や社会の形成者たる国民を育成するという使命を有することを強調しておかなければならない。このため、教育に直接携わる教員に対し、国の責務として研修を行う教員研修センターの本来的な受益者は、これら国家・社会の形成者たる国民であり、その利益は国家に帰属すべきものである。このため、教員研修センターが行う研修については、国が負担して実施すべきものである。</p> <p>暫定評価において、「教員研修センターの研修については、国全体の一定の教育水準の維持と機会の均等を保障するために必要な規模の研修が行われることが不可欠であり、都道府県等の財政事情により地域ごとの派遣者数に大きな格差が生じないようにする必要がある。教員研修センターが行う研修は国の責務で行う必要のある研修であると同時に、都道府県等にとっても派遣する意義が大きい研修でもあることから、宿泊費を含む派遣の旅費のような一部の負担は当然としても、国が行うにふさわしい研修として、その質の一層の向上・充実を図ることが求められる。」と指摘しているように、教員研修センターの研修については、受講料の徴収を指向するのではなく、昨今の教育をめぐる様々な課題への迅速かつ的確な対応や、教育改革の動向や新しい教育施策の全国的展開に機動</p>

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

項 目		独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等
			<p>の旅費等の削減が進められ減少傾向にあり、この結果として、教員研修センターの収入にも影響が出ている。派遣者側がこのような状況であるため、さらに受講料を徴収すれば、研修に派遣したくても派遣者数をさらに減らさなければならないという悪循環を招きかねない。</p>	<p>的に応えていけるよう、先見性に富んだ、質の高い研修を創造していくことが求められている。</p>

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

	項 目	独立行政法人教員研修センターの見解等	文部科学省の見解等	文部科学省独立行政法人評価委員会の見解等	
<p>事務及び事業の見直しの際の経緯の検証に関する視点</p>	<p>過去の見直しの経緯及び効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事務・事業についての過去の見直し（独立行政法人による自主的見直しを含む。）の経緯はどのようなになっているのか。</li> <li>・各見直しのねらいはどのようになり、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。</li> <li>・当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。</li> <li>・本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。</li> <li>・当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。</li> </ul>	<p>教員研修センターにおいては、中期目標により指示された「研修の実施方法、内容が適切であるか見直しを図ること。」に基づき、中期計画において、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置事項として、研修事業の見直しを掲げている。これに基づき、改善が必要と判断した研修については以下のような研修事業の効率化に努めたところである。</p> <p>研修の廃止・統合を図る。 平成13年度に、エイズ教育中央研修会と薬物乱用防止教育研修会を統合、平成15年度には、国立大学等幹部職員研修（課長級）と国立大学事務長研修の一部（開講・閉講式、全体会等）を統合。また、平成14年度をもって洋上研修を廃止した。 地方開催の見直しと衛星研修の一層の活用を図る。 平成13年度には、エイズ教育都道府県研修会等4つの研修、平成14年度には、教員情報リテラシー向上プロジェクト事業について地方開催を見直し、廃止のうえ衛星配信研修に切り替えた。 研修カリキュラムの精選に努める。 全ての研修事業を対象に、講義内容や研修時間の見直しなど、研修カリキュラム全体にわたる精選のための検討を行い、平成13年度には、教育情報化推進指導者養成研修等3つの研修、平成14年度には、教職員等中央研修講座等3つの研修について、実施回数・実施期間の見直しを図った。</p>	<p>教員研修センターにおいては、研修内容のより一層の充実・強化、実施方法の合理化・効率化を図るため、以下のような業務の見直しを行っている。</p> <p>研修の廃止・統合 研修の趣旨・内容に強い関連性があり、かつ、参加対象者が重複しているものはないか等の観点から全ての研修事業を対象に比較検討を行い、平成13年度に、エイズ教育中央研修会と薬物乱用防止教育研修会を統合、平成15年度には、国立大学等幹部職員研修（課長級）と国立大学事務長研修の一部を統合予定。また、平成14年度をもって洋上研修を廃止した。 地方開催の見直し 地方開催を実施している研修事業を対象に、研修の効果と業務の効率化を勘案し、衛星配信の可能性について検討を行い、平成13年度には、エイズ教育都道府県研修会等4つの研修、平成14年度には、教員情報リテラシー向上プロジェクト事業について地方開催を見直し、廃止のうえ衛星配信研修に切り替え。 研修カリキュラムの精選・充実 全ての研修事業を対象に、講義内容や研修時間の見直しなど、研修カリキュラム全体にわたる精選のための検討を行い、平成13年度には、教育情報化推進指導者養成研修等3つの研修、平成14年度には、教職員等中央研修講座等3つの研修について、実施回数・実施期間の見直しを図った。</p>	<p>教員研修センターの研修事業に関する見直しについては、暫定評価においても、「研修全体の効率的な実施や受講者のニーズ、学校や教員が抱えている課題を踏まえ、より適切な研修となるよう内容・方法等を改善し、事業運営の改善・充実に努め、目標を達成している。」と高く評価している。</p>

## 独立行政法人教員研修センターの事務及び事業に関する文部科学省等の見解等（作成単位：研修事業関係）

「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）に基づき、独立行政法人教員研修センターについて、文部科学省において概算要求に盛り込んだ具体的措置（措置の後に、当該措置による要求額への寄与額を括弧書きにより付記）について、以下に具体的に御記入下さい。

「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準」に基づき、平成16年度は以下の具体的措置を行う予定である。

### 2. 事務及び事業の改廃に係る具体的措置

#### ・事務及び事業の廃止

総合学科等新科目実技指導講座 / 国立学校等幹部職員研修（部長級） / 国立学校等幹部職員研修（課長級） / 国立大学事務長研修 / 国立学校等課長補佐級研修 / 会計事務特別研修 / 地区別会計事務研修 / 留学生交流研究協議会 / 留学生担当者研修会 / 衛星通信を活用した遠隔地研修

#### ・事務及び事業の戦略化・重点化又は整理縮小

「総合的な学習の時間」研修講座 / 英語教育指導者講座 / 養護教諭中央研修会 / 保健室相談活動研修会 / 公立高等学校事務職員幹部研修講座 / 公立学校（高等学校・特殊教育諸学校）事務職員研修講座 / 公立小・中学校事務職員研修講座（幹部） / 公立小・中学校事務職員研修講座（中堅） 等

（平成16年度概算要求において、研修事業費を75,123千円減額して要求）

独立行政法人教員研修センターの事務及び事業のうち、本票の作成単位に含まれるすべての個別の研修事業の名称を、以下に具体的に御記入下さい。

教職員等中央研修講座（校長・教頭等） / 教職員等中央研修講座（中堅） / 「総合的な学習の時間」研修講座 / 英語教育指導者講座 / 外国語指導助手に対する研修（来日直後） / 外国語指導助手に対する研修（中間期） / 外国語指導助手に対する研修（契約更新） / 教育情報化推進指導者養成研修 / 環境教育担当教員講習会 / 自然体験活動担当教員講習会 / 高等学校産業教育実習助手講習 / 総合学科等新科目実技指導講座 / 人権教育セミナー / 新産業技術等指導者養成講習（新産業技術コース） / 新産業技術等指導者養成講習（情報技術コース） / 進路指導講座 / 生徒指導総合研修講座 / 先端技術体験プログラム / 道德教育連携・推進講座（中央研修講座） / 道德教育連携・推進講座（地区別研修講座） / 学校体育指導者中央講習会 / 養護教諭中央研修会 / 保健室相談活動研修会 / 学校栄養職員等研修会 / エイズ・薬物乱用防止教育研修会 / 学校安全教育指導者研修会 / 衛生管理研修会 / 健康教育指導者中央研修会 / 外国人児童生徒等日本語指導講習会 / 公立高等学校事務職員幹部研修講座 / 公立学校（高等学校・特殊教育諸学校）事務職員研修講座 / 公立小・中学校事務職員研修講座（幹部） / 公立小・中学校事務職員研修講座（中堅） / 国立学校等幹部職員研修（部長級） / 国立学校等幹部職員研修（課長級） / 国立大学事務長研修 / 国立学校等課長補佐級研修 / 会計事務特別研修 / 地区別会計事務研修 / 留学生交流研究協議会 / 留学生担当者研修会 / 教職員派遣研修（産業教育） / 教職員派遣研修（理科教育） / 「学習の評価」に関する研修 / 教職員派遣研修（英語担当派遣） / 教職員派遣研修（短期） / 教職員派遣研修（若手） / 教職員派遣研修（日米国民交流） / 教員情報リテラシー向上プロジェクト事業 / 洋上研修